

# 小樽市公会堂

---

## ご利用のしおり

---



## 休館日について

休館日は年末年始(12月29日～1月3日)のみです。  
尚、施設メンテナンスのため、臨時休館する場合があります。

## 利用可能時間について

- ①当館は午前・午後・夜間の【区分単位】の貸し出しとなっております。  
【時間単位】の貸し出しはおこなっておりません。
- ②ご利用の区分は、いずれも事前の準備から後片付けを終らせてご退館までの時間です。

|     |             |       |             |
|-----|-------------|-------|-------------|
| 午 前 | 9:00～12:00  | 午前～午後 | 9:00～17:00  |
| 午 後 | 13:00～17:00 | 午後～夜間 | 13:00～22:00 |
| 夜 間 | 18:00～22:00 | 全 日   | 9:00～22:00  |

- ③指定管理者が特別な事由があると認める場合は、早入り・延長等のご相談に応じる場合もあります。
- ④上記③の場合は、別途追加料金が発生いたします。
- ⑤複数日に渡るご使用の場合、お荷物・張り紙等を置かれたままの状態であれば、実際のご使用がない区分も使用しているものとみなし、料金計算の対象となります。

## 長期利用の制限について

利用期間が長期に渡り、他の利用の妨げとなるおそれがある場合は利用を許可できません。  
引き続きの利用は、基本的に5日以内といたします。

## ご利用のお申し込み受付開始時期について

- ①ホール及びホールと併せて集会室等をご利用になる場合は、ご利用日の**1年前**の月初めの1日がお申し込み受付開始日です。(1月に限っては4日)  
※例えば、2020年の8月中のご利用は、2019年8月1日が受付開始日となります。
- ②ホール以外の集会室等をご利用の場合は、ご利用日の**6ヶ月前**の月初めの1日がお申し込み受付開始日です。(1月に限っては4日)  
※例えば、2020年の8月中のご利用は、2020年2月1日が受付開始日となります。
- ③上記①②のそれぞれのお申し込み受付開始日の**朝9時まで**にご来館下さい。  
お申し込みは先着順ではありません。ご希望日が重複した場合は来館者間でお話し合い調整し、やむを得ぬ場合は抽選いたします。
- ④お申し込み受付開始日の**朝9時までの来館者を最優先**とし、9時以降の来館者及びお電話等での申し込みはその後の受付とさせていただきます。
- ⑤全国大会・全道大会など、指定管理者が特別な事由があると認める場合は、**1年前以前**のお申し込みを受け付けることがあります。

## 空き状況の照会について

お電話にてお問い合わせください。



## 利用料金について

- ①利用料金は小樽市の条例及び規則によって規定されています。
- ②付属設備(マイク・プロジェクター・電気コンセント等)をご利用の場合は、別途**付属設備利用料**がかかります。
- ②利用料金の詳細は別紙**【利用料金表】**をご参照下さい。

## 暖房料金について

- ①暖房料金は別紙料金表をご参照下さい。
- ②暖房料を徴収する期間は、おおむね**11月1日から翌年の4月30日**までです。
- ③上記②の前後の期間を含め、主催者のご要望によって稼動・徴収いたします。

## 割り増し料金について

### 【適用・区分】

割り増しの適用は、基本利用料のみです。付属設備利用料・暖房料等は対象外です。  
適用区分は、ホールは上演時間(開演から終演までの時間)にあたる利用区分帯、集会室等は営業を行う区分帯が対象となります。(設営・準備のみの区分は対象外です)

### 【営利目的割り増し】

ご利用の目的が営利目的(宣伝・販売・展示等)の場合は、10割増し(2倍)です。

## 追加料金について

### 【適用】

追加料金の適用は、ホール・集会室等・暖房料等が対象です。

### 【追加料金表】

区分外の時間をご利用(早入り・延長等)の場合は下記の表のとおりです。

| 時間区分            | 利用料金                   |
|-----------------|------------------------|
| 正午から午後1時まで      | 午後の時間区分の基本額の3割         |
| 午後5時から午後6時まで    | 夜間の時間区分の基本額の3割         |
| 午後10時から翌日午前9時まで | 1時間までごとに、夜間時間区分の基本額の3割 |



## 利用の申請と料金のお支払いについて

- ①必要事項を記入した「**利用許可申請書**」の提出をもって**正式なお申し込み**となります。
- ②お申し込みをされましたら、**指定管理者が定める期日までに**速やかに料金をお納め下さい。
- ③料金のお支払いを受けて正式な「利用許可書」「領収書」を発行いたします。
- ④「付属設備利用料」「暖房料」「割り増し料」「追加料金」などは当日のお支払いで結構です。
- ⑤指定した期日までに料金のお支払いが為されない場合は、ご利用を取り止めたものとみなし、**お申し込みを解除**させていただくことがあります。

## お申し込みの取り消しとキャンセル料について

- ①ホール及びホールと併せて集会室等をご利用のお申し込みの場合

(※例:8月10日のご利用日をお申し込みの場合)

| 【A】    | 【B】         | 【C】         |
|--------|-------------|-------------|
| 3ヶ月前   | 2ヶ月前        | ご利用日        |
| ～5月10日 | 5月11日～6月10日 | 6月11日～8月10日 |
| (全額返金) | (半額返金)      | (返金なし)      |

【A】ご利用日の**3ヶ月前までの取り消し**であれば**キャンセル料はかかりません**。

(※すでに料金を納めていただいている場合は、全額返金いたします。)

【B】ご利用日の**3ヶ月前を過ぎ2ヶ月前までの取り消し**は**5割のキャンセル料**がかかります。

(※すでに料金を納めていただいている場合は、半額返金いたします。)

【C】ご利用日の**2ヶ月前までを過ぎての取り消し**は**10割のキャンセル料**がかかります。

(※すでに料金を納めていただいている場合は、全額返金できません。)

- ②ホール以外の集会室等のみをご利用のお申し込みの場合

(※例:8月10日のご利用日をお申し込みの場合)

| 【D】    | 【E】         |
|--------|-------------|
| 1ヶ月前   | ご利用日        |
| ～7月10日 | 7月11日～8月10日 |
| (全額返金) | (返金なし)      |

【D】ご利用日の**1ヶ月前までの取り消し**であれば**キャンセル料はかかりません**。

(※すでに料金を納めていただいている場合は、全額返金いたします。)

【E】ご利用日の**1ヶ月前までを過ぎての取り消し**は**10割のキャンセル料**がかかります。

(※すでに料金を納めていただいている場合は、全額返金できません。)

- ③複数の集会室等をお申し込みで、当日になってその中の一部の集会室等のご利用がなくなる場合、ご使用にならない集会室等の分も料金計算の対象となります。
- ④利用者の責めに帰することのできない理由により利用不能となった場合は、キャンセル料はかかりません。

## ご利用日の変更について

- ①変更を希望される日・区分が空いていれば、変更が可能な場合があります。
- ②変更によって事前にお申し込みのご利用料金と差額が生じる場合は、キャンセルの場合と同様の適用となります。
- ③詳しくはお問い合わせ下さい。

## 利用許可の取り消しについて

次の場合、利用の許可を取り消すことがあります。

- ①使用に関する条例・規則等に反したとき。
- ②使用承認の目的以外の利用や、不正な行為や虚偽により使用の許可を受けたとき。
- ③火災等の事故により施設の使用ができなくなったとき。
- ④その他、施設の運営上適当でないと判断されるとき。
- ⑤他人に危害や迷惑を及ぼす恐れがあるとき。

## 利用前の準備について

### ◎事前の打合せ

|      |                                                          |
|------|----------------------------------------------------------|
| ホール  | マイク等の音響設備またはプロジェクター等の映像設備、その他電気コンセント等をご利用の場合は、事前にご相談下さい。 |
| 集会室等 | マイク等の音響設備またはプロジェクター等の映像設備、その他電気コンセント等をご利用の場合は、事前にご相談下さい。 |
| 電気容量 | 旧施設のため使用出来る電気容量に制限がありますので、あらかじめご相談下さい。                   |

### ◎諸官庁への届出

危険物品の持ち込みに伴う消防申請や、飲食物の販売・提供等に伴う保健所への申請など、諸官庁への提出が必要な場合は、事前に会館職員と打ち合わせた後、主催者が必要な手続きを行って下さい。

## 集会室等の机・椅子などのセッティングについて

- ①机・椅子等のセッティングに関しては、ご利用者による準備・現状復帰が原則です。
- ②但し、ご使用日の前々日までに配置の図面(学校式・口の字・島等)を添えてご指示がある場合は管理者側で対応出来る場合もあります。
- ③避難経路確保のため、ご使用にならない机・椅子等を廊下に置かないで下さい。

## 駐車場について

- ①公会堂には専用の駐車場はありません。市民会館の駐車場に空きがある場合はご利用が可能です。
- ②搬入出用の大型車両(トラック等)の駐車場は別途ご相談下さい。
- ③身障者専用の駐車場は別途ご相談下さい。

## ゴミ類について

ゴミ類は全てお持ち帰り下さい。やむを得ぬ場合は、事務室にて【有料ゴミ袋】をお買い求め下さい。

## 飲食・飲酒及び喫煙について

- ①館内での飲食は可能です。散らかさないようにご注意ください。
- ②館内での飲酒はお断りしています。やむを得ぬ場合は、事前にご相談下さい。
- ③館内及び敷地内は全面禁煙です。

## 火気の使用について

火気(裸火・ローソク・カセットコンロ等)の使用は一切お断りいたします。

## 貴重品の管理について

- ①貴重品の管理は各自でお願いいたします。
- ②万一盗難等の事故が発生しても、当館では一切責任を負いません。

## その他お守りいただくこと

- ①小樽市暴力団の排除の推進に関する条例の規定により、当施設は暴力団の活動に使用することができません。
- ②壁・窓・柱・扉等へ画びょう・くぎ等を打つことはできません。張り紙等をする場合は弱粘性のテープをご用意のうえ、必ず会館職員の許可を得てから行って下さい。
- ③使用を承認されていない施設等の利用または立ち入りはできません。
- ④各施設の定員を超えて入場することはできません。
- ⑤騒音、暴力等、他の利用者の迷惑となるような行為はお断りします。
- ⑥許可なく寄付金の収受、物品や飲食物の陳列・販売提供、特別な設備の使用はできません。
- ⑦危険・不潔な物品の持ち込みはできません。
- ⑧会館及び主催者の許可を得ない撮影・録音・録画はできません。
- ⑨盲導犬・聴導犬・介助犬以外の動物の入場はお断りします。
- ⑩使用承認の目的以外での利用や、その権利を第三者に転貸・譲渡することはできません。
- ⑪安全管理の職務上、ご使用中に職員が立ち入らせていただく場合がございます。

## 救急対応について

- ①1階事務室に救急備品を用意しています。ご利用を希望される場合は、会館職員へご相談下さい。
- ②1階廊下事務室前にAED(自動体外式除細動器)を設置しています。

## 災害時の行動について

- ①不時の災害に備え、主催責任者は常に所在を明らかにし、いつでも会館側と連絡を取ることができるようにしておいてください。
- ②各階ご利用場所付近の非常口や避難経路についてあらかじめ確認下さい。



## 館内施設のご案内

※横で2室に区切ります。

和室  
杉・桐

【杉】10畳間 【桐】8畳間  
【天井高】2m40cm 【空調】暖房のみ  
【床】畳敷

1号室



【縦】12m00cm 【横】8m80cm 【広さ】105.6㎡  
【天井高】2m60cm 【空調】暖房のみ 【床】板張り  
【机】30本 【椅子】110脚

和室  
松・竹・梅

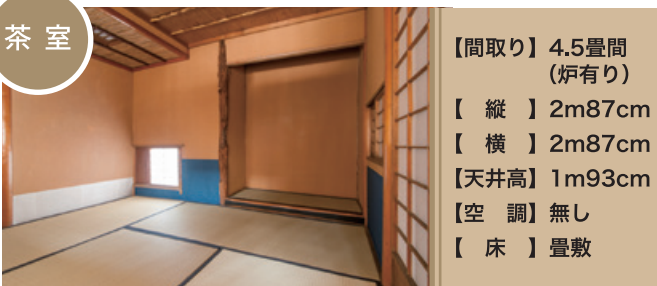
【松】15畳間 【竹】13畳間 【梅】12畳間(炉有り)  
【天井高】3m50cm 【空調】暖房のみ 【床】畳敷 【座卓】22台

※横で3室に区切ります。

和室  
寿

【縦】6m80cm 【横】3m50cm  
【間取り】16畳間 【天井高】2m90cm  
【空調】暖房のみ 【床】畳敷  
【座卓】7台

茶室



【間取り】4.5畳間(炉有り)  
【縦】2m87cm  
【横】2m87cm  
【天井高】1m93cm  
【空調】無し  
【床】畳敷

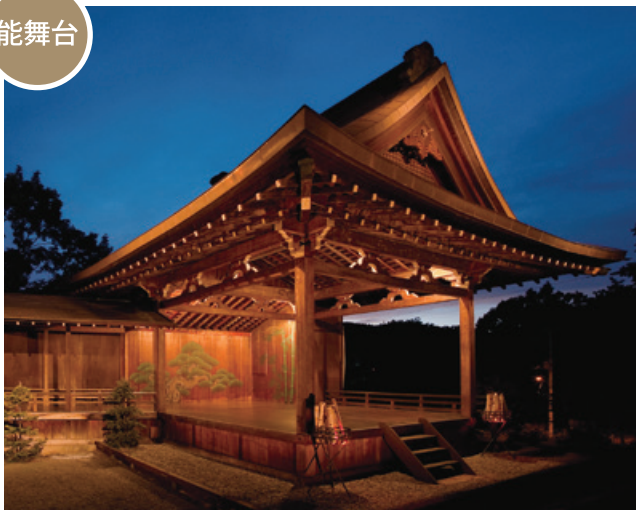
2号室



【縦】7m90cm 【横】6m90cm  
【広さ】54.51㎡ 【天井高】3m50cm  
【空調】暖房のみ 【床】板張り  
【机】16本 【椅子】40脚



能舞台



能舞台



9月上旬～5月下旬の間は、冬囲いで閉鎖されています。

【観客席】※3号集会室・展示室を利用して室内に150席程度設置可能です。※晴天の場合は、屋外にも30席程度設置可能です。  
※夜間使用・音響使用の場合は、別途付属設備使用料金がかかります。

3号室

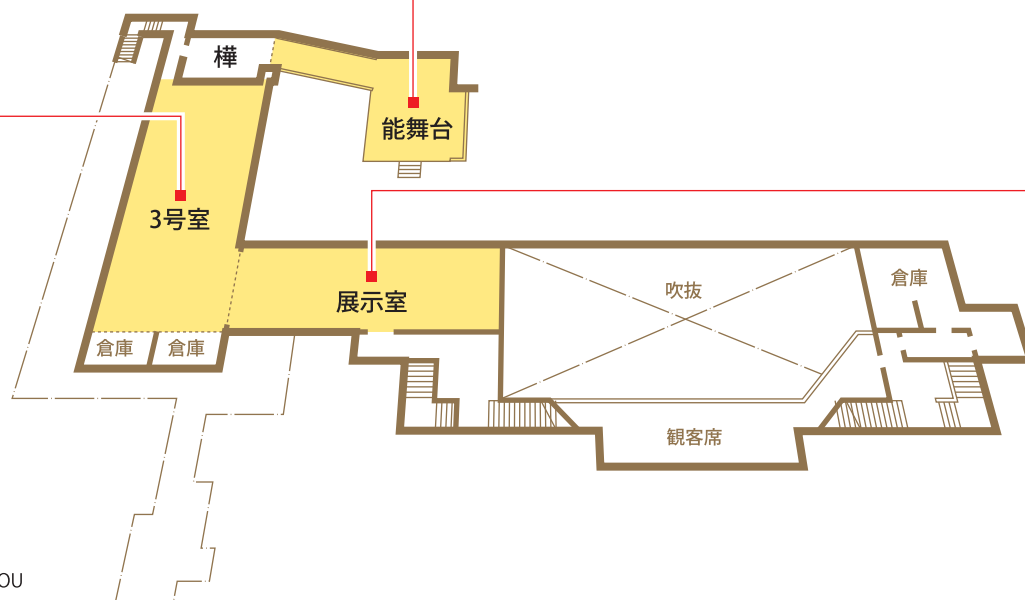


【縦】17m40cm 【横】5m20cm  
【広さ】90.48㎡ 【天井高】2m40cm  
【空調】暖房のみ 【床】板張り  
【机】30本 【椅子】130脚

展示室



【縦】15m95cm 【横】4m95cm  
【天井高】2m30cm 【床】Pタイル

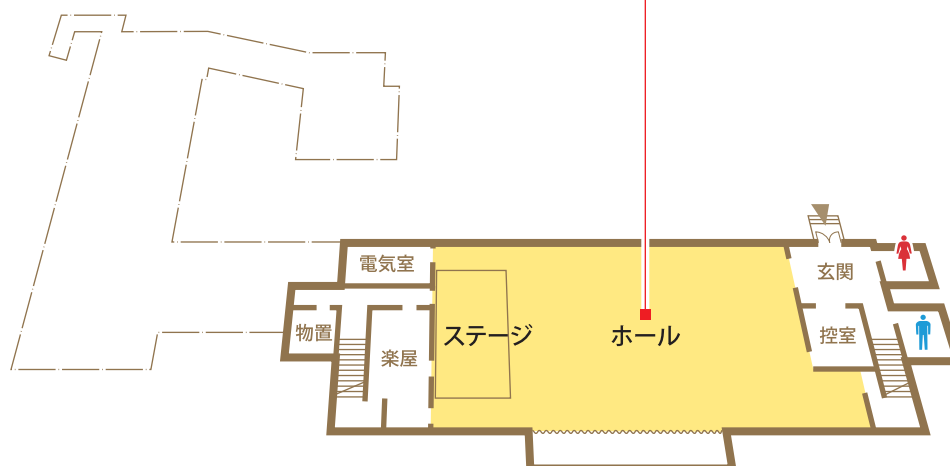




ホール

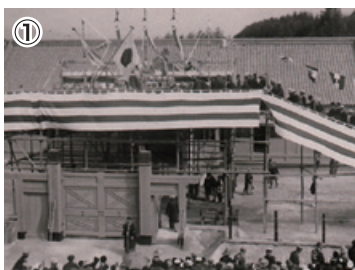


【縦】18m10cm 【横】10m25cm 【広さ】185.525㎡  
 【天井高】4m60cm 【空調】暖房のみ 【床】板張り  
 【机】50本 【椅子】150脚



## 【公会堂沿革】

|                   |                  |
|-------------------|------------------|
| 明治43年(1910)12月    | 藤山要吉氏より小樽区へ建物寄付願 |
| 明治44年(1911) 1月    | 現市民会館敷地内にて工事着手   |
| 明治44年(1911) 7月    | 工事完了、同8月皇太子行啓    |
| 昭和21～24年(1946～49) | 終戦後の海外引揚者を収容     |
| 昭和27年(1952) 7月    | 淡交会小樽支部より茶室寄付    |
| 昭和29年(1954) 7月    | 岡崎 謙氏より能舞台寄付     |
| 昭和35年(1960)10月    | 現在地への移転工事着手      |
| 昭和36年(1961) 9月    | 能舞台を含む拡張移転工事完了   |



- ①上棟式  
明治44年6月24日
- ②皇太子出門時の光景  
明治44年8月25日
- ③公会堂全景  
昭和8年以降



## 建物の概要

建物は、主に本館(正面側)と御殿(背面側)からなり、和風建築の様式でまとめ、総建坪は約267坪であった。本館は平屋建てで入母屋屋根の正面中央に千鳥破風を据えて瓦葺きとした。車寄は三方を吹き放ち、屋根を唐破風とする。本館の居室は廊下を挟んで広間を左右対称に配した。御殿は「一の間」「二の間」「三の間」の3つの和室からなり、当初は杉皮葺きであったが後に銅板葺きに変えられている。武家屋敷風の屏重門と生け垣に囲まれた趣あるその風姿は花園公園内にあって異彩を放っていた。御殿は後の行啓の都度、休憩所に充てられ、本館は公会堂として使用されていたが、戦後、外地からの引揚者の一時収容所となつてからは、全館が公会堂として一般に供されるようになった。

## 移築

昭和35年(1960)に市民会館建設のため約50m離れた現在地に曳家によって移築することになったが、その際、移築地に大きな高低差があることもあり、外観は保存されたものの、基礎部分に大幅な改変が施されたほか、本館と御殿との配置関係も並列から鉤の手状に変更された。昭和36年(1961)の移築拡張工事完成時には、岡崎邸能舞台を一体的に組み合わせた。



## 【能舞台沿革】

|                |                                   |
|----------------|-----------------------------------|
| 大正13年(1924)    | 佐渡産神代杉、九州産檜他を調達                   |
| 大正14年(1925) 7月 | 自邸新築とともに能舞台建築に着手                  |
| 大正15年(1926) 1月 | 竣工、同月舞台開き開催                       |
| 昭和 2年(1927)11月 | 狩野 <sup>もちのぶ</sup> 秉信により鏡板の松竹の絵完成 |
| 昭和24年(1949) 6月 | 野口 <sup>かねすけ</sup> 兼資来道記念能開催      |
| 昭和29年(1954) 7月 | 岡崎 謙氏より能舞台寄付                      |
| 昭和36年(1961) 8月 | 舞台解体、同9月現在地へ移転                    |
| 昭和60年(1985) 7月 | 小樽市指定歴史的建造物                       |



- ①岡崎邸内の能舞台  
昭和初期
- ②狩野秉信  
昭和2年秋
- ③能を舞う岡崎謙氏



## 岡崎邸能舞台の価値

大正15年(1926)1月の能舞台の完成からおよそ1年半後の昭和2年(1927)秋、狩野派第17代<sup>もちのぶ</sup>狩野秉信を京都から呼び寄せ、2ヶ月をかけて鏡板の松と竹、揚幕板戸の唐獅子を描かせ、同年11月12日には<sup>きこう</sup>揮毫記念能が開催された。鏡板の<sup>ふたのき</sup>揮毫が狩野派によるものであること、能舞台の構成が、屋根は入母屋造り、二軒、柱頭の組み物は出三斗、<sup>でみつど</sup>蟬股は各辺に2個の計8個になっていることなど、岡崎邸能舞台は江戸時代に定められた能舞台の最高の基準を備えている。江戸幕府大棟梁の家柄でもあった平内家の5巻からなる『<sup>しやうめい</sup>匠明』中の「舞台」の記述とも合致点が見出され、伝統的な能舞台建築形式にもとづきことが確認されている。

## 移築再建

能舞台は岡崎謙氏没後の昭和29年(1954)、その遺志により小樽市に寄贈された。しばらく岡崎邸内にあって演能も行われていたが、昭和36年(1961)に公会堂の移築拡張に伴い現在地に再建された。  
昭和60年(1985)に公会堂とともに小樽市指定歴史的建造物に定められ、平成5年(1993)から一般に公開されている。





# 小樽市公会堂

〒047-0024 小樽市花園5丁目2番1号

TEL.0134-22-2796

<http://otarushiminkaikan.jp>